

感染症情報 FAX

2020年02月03日

新型コロナウイルス医療体制の変更について

【令和2年2月3日時点】

この度、新型コロナウイルスの医療体制等が一部変更されましたので、お知らせします。

《新症例定義》

37.5℃以上の発熱及び呼吸器症状



(旧) 武漢市 → (新) 武漢市を含む湖北省

発症から2週間以内に

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、

発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触がある。

また、和歌山市保健所内に、各相談窓口を開設しました。

診療上、症例定義に合致した場合は、下記窓口までご相談ください。また、市民から直接相談があった場合の窓口も設けていますので、併せてご案内ください。

《診断までの流れ》

